

平成12年5月31日

「個人情報保護基本法」制定についての意見書

高度情報通信社会推進本部
個人情報保護法制化専門委員会
委員長 園部 逸夫 様

日本公衆衛生学会
理事長 多田羅浩三

日本公衆衛生学会は、会員数約8000人を有する公衆衛生の教育、研究、行政に係る医師、保健婦、栄養士などの保健医療福祉領域の専門家の学術団体です。

昨年11月における高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会による中間報告「我が国における個人情報保護システムの在り方について」の発表、および現在進行中の「個人情報保護基本法」制定の動向に関連して、日本公衆衛生学会として以下のとおり意見を提出させていただきます。

1) 公衆衛生の向上および増進の責務遂行のための要件

憲法第25条第2項に謳われているように、国や自治体は、国民のすべての生活部門について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。

憲法第25条

「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は、すべての生活部門について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。」

国民の社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に向けた、適切な政策を遂行するためには、何よりも客観的で科学的な根拠が必要であり、具体的には人口動態統計や患者調査などの保健統計、疾病登録（がん登録、脳卒中登録）などの記述疫学資料、地域集団や職域集団における健康診査やがん検診などの事業の実績をもとにした分析資料、医療介護関連の公的保険支払業務に基づく資料、あるいは保健所の調査研究による住民の健康状態に関する客観的な資料などが不可欠である。

また、介護、福祉の領域においても、ねたきりの原因となっている脳卒中や転倒・骨折などの予防対策をすすめるためには、どういう人がどういう状況で、脳卒中や骨折をおこしたのか、さらにさかのぼって、それらの要因について健康診査などのデータとリンクさせた検討を行い、予期しうるものであったのか、予防しうるものであったのか、明らかにすることが重要である。

こうした客観的な根拠の基本となるものが、まさしく蓄積された「個人情報」である。すなわち個人情報の適切な利用、あるいは活用によって、「社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進」のための適切な政策がはじめて可能になる。

2) 「個人情報の保護」と「情報の利用・流通」の調和

個人情報保護検討部会の中間報告でも、個人情報を保護するに当たって考慮すべき視点として、まず「保護の必要性と利用面等の有用性のバランス」をあげている。しかし中間報告では「利用面等の有用性」については実際上、ほとんどふれられていないのは大変残念なことである。以下に述べるように国

際的にも、個人情報の「保護」と、情報の「利用」あるいは「流通」との調和を図ることが最大の課題となっている点を重視していただきたい。

(1) OECD 8原則 (1980)

中間報告が重視している1980年のOECD（経済協力開発機構）理事会勧告も加盟国に対して、加盟国間の情報の自由な流通を促進することを目的として、プライバシーと個人の情報の保護に関する原則を国内法の中で考慮すること、個人情報の国際流通に対する不当な障害を除去するよう努めることを勧告しているのである。すなわちプライバシーと個人情報の保護は、そもそも「個人情報の保護」自体を目的としたものではなく、「情報の自由な流通」を促進するための要件として整備されたという背景をもっている。つまり「個人情報の保護」と「情報の自由な流通、あるいは利用や活用」の調和をはかることが最大の目的となっていることがとくに重要な点である。

(2) EU指令95/46号 (1995)

中間報告でも重要な国際的指針となっているとして紹介されている、EU指令95/46号(1995)「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州会議及び理事会の指令」において、個人情報保護の例外となる項目（統計目的や公衆衛生、疫学研究など）があげられていることは、周知のとおりである。このことは、統計目的や公衆衛生、疫学研究などは公益性が非常に高いので、個人情報として保護の対象となり「データの利用や活用」が制限された場合には、国民が受ける被害が大きくなると判断された結果であると理解することができる。しかし、この重要な事実について、中間報告ではほとんどふれられていない。

(3) 米国保健社会福祉省の「個人特定可能医療情報のプライバシー基準規則案」(Proposed Rule on Standards for Privacy of Individually Identifiable Health Information)

米国でも、個人情報の保護に関する連邦法を策定する動きがある。1996年8月21日に医療における個人情報の保護に関する法律として成立したHealth Insurance Portability and Accountability Act（健康保険移動継続責任法）は、99年8月21日までの時限立法であったが、それまでに議会では法案提出がなかった。そこで10月29日に、米国保健社会福祉省から「個人特定可能医療情報のプライバシー基準規則案」が発表され、Summary of the proposed ruleがWeb Siteで公開されている(<http://aspe.hhs.gov/admnsimp>)。

この「個人特定可能医療情報のプライバシー基準規則案」には、個人の特定が可能な医療情報の保護を強化し、官民の医療プログラムおよび医療業務の効率および効果を改善するための条項が盛り込まれている。その中で、さらに次のように基本的な視点を明らかにしている。

「長官の勧告、およびここに提案する規則によって、『質の高い医療の提供、および促進に必要な医療情報の自由な流れ』と『個人の医療情報の適切な保護の確保』という、とくに重要な2つの目標の実現に努めている。」

「我々は、医療や治療を求める人の情報の使用とプライバシーの保護という重要なことの実現に向けて均衡点を模索し、本規則案によってその均衡点が探り当てられるよう努めてきた。」

そして「個人情報の保護」と「医療情報の利用および活用」に関して、次のような考え方を示し、具体的な除外項目をあげている。

「我々は、個人のプライバシーとその他の社会的価値を天秤にかけて検討を行った後、以下の国家の優先事項に関する活動、および医療制度を円滑に機能させるような活動については、個人の許可がなくても医療情報の使用または開示ができる規則を提案している。」

- ① 医療制度の監督
- ② 公衆衛生の機能
- ③ 研究
- ④ 司法および行政手続
- ⑤ 法の執行
- ⑥ 緊急事態
- ⑦ 近親者への情報提供
- ⑧ 死体の身元照会または死因の特定
- ⑨ 政府の医療データ・システムの構築
- ⑩ 施設の患者名簿作成
- ⑪ 銀行における医療費の支払いおよび保険料のため処理
- ⑫ 軍隊の現役服務、その他、特別な個人の管理

3) 「公衆衛生」の推進と向上を目的とした適用除外項目の設定

上記の1) および2) で述べたような国際的に議論されている内容からも、わが国で法制化が準備されている「個人情報保護基本法」において、国民の「公衆衛生」の推進と向上を目的とした公益性の高い情報を取り扱う場合においては、個人情報に関する基本原則を安易に適用した場合に、重大な支障を生ずる恐れがきわめて大きいことから、原則が適用除外されるべき項目について、法制的に明記していただきたい。

4) 公衆衛生学会の責務

国民の「公衆衛生」の推進、向上に資する学術研究に役立てるための「個人情報」の収集、利用、管理、開示、管理責任に関しては、厚生省や関係の学会、団体などと連携をとりながら日本公衆衛生学会としても適切なガイドラインを策定して、「公衆衛生」のために「個人情報」を利用させていただくことに対し、国民の理解を得られるよう具体的な努力をする所存であります。